

令和 7 年度 金融機関提案要領

(三井住友銀行：三井住友手形等電子化支援)

1 目的

この要領は、令和 7 年度東京都中小企業制度融資要項（以下「要項」という。）「第 2 政策課題対応資金（H T T・女性活躍・D X・育業等）」4 金融機関提案融資（略称：金融提案）」について必要な事項を定めることを目的とする。

2 融資スキームの概要

(1) 取扱金融機関

三井住友銀行

(2) 名称

三井住友手形等電子化支援（略称：金提 2 2 三電援）

(3) 目的

都内中小企業者及び組合（以下「中小企業者等」という。）に対して、「2026 年度を目標とした紙の手形・小切手の全面的な電子化」を意識した体制構築や、取引先との決済手段について考える機会を提供し、手形等の電子化支援と併せて、必要な資金を融資することにより、企業の生産性向上を図ることを目的とする。

(4) 融資目標額

20 億円

3 定義

要項総則の 2 に定めるとおりとする。

4 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 融資対象の基本要件（要項総則の 3）を満たすこと。
- (3) 取扱金融機関による、手形等電子化に向けたヒアリングシートを作成すること。

5 融資条件

次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）
融資期間	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
融資利率（年率）	取扱金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）とする。
融資形式	証書貸付とする。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は手形貸付とすることができる。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。 なお、東京都が保証料率 0.2%に相当する信用保証料を補助する。
保証人	要項総則の 4 に定めるとおりとする。

物的担保	要項総則の4に定めるとおりとする。
責任共有制度	責任共有制度が適用される。

6 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 融資申込受付機関

三井住友銀行

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名	必要部数
要項総則の5に定める書類	所定部数
「手形等電子化に向けたヒアリングシート」	1 部

7 融資申込受付後の処理

要項総則の6に定めるとおりとする。ただし、本融資の申込受付は取扱金融機関に限られているため、あっせん機関及び保証協会受付にかかる記述は適用しない。

8 関係書類の表示

関係書類には「金提22三電援」の表示をする。

9 取扱金融機関の責務及び報告等

- (1) 取扱金融機関は、中小企業者等に対し、「手形等の利用状況など現状把握を目的にヒアリング・ディスカッションを実施し、電子化に向けた課題の特定の支援」及び「手形等電子化に係る必要な情報提供等の支援」を行うものとする。
- (2) 取扱金融機関は、中小企業者等の実情に応じ、半年から1年後を目途に融資実行後の手形等の電子化の進捗状況等を適切に把握し、課題・問題点の解決等に向けて必要に応じて経営支援に取り組むこととする。
- (3) 取扱金融機関は、この融資が完済になるまでの間、年に一度、中小企業者等の事業年度終了の日から4か月以内に、保証協会に対し、中小企業者等の決算書等財務諸表一式を提出するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。